



栃木県公報

令和元（2019）年
5月28日（火）
第7号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 83
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 85
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 86
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 86
- 生活保護法による指定施術機関の所在地の変更..... 87
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 87
- 土地改良区定款変更の認可..... 88

公 告

- とちぎ健康づくりセンターの利用料金の承認..... 88
- とちぎ生きがいづくりセンターの利用料金の承認..... 89
- 土地改良区役員の退就任..... 89
- 基本測量の実施..... 90
- 開発行為の工事完了..... 90

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 91

告 示

栃木県告示第五十五号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和元年度分の補助金等から適用する。

令和元年五月二十八日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方
略							略						
産業 労働 部 観光	略						産業 労働 部 観光	略					
	振興 課	工業 略	I O T 等導入 調査支 援補助 金	略				振興 課	工業 略	I O T 等導入 調査支 援補助 金	略		

戦略産業牽引企業支援補助金	県内に事業所を有する資本の額又は出資の総額が五億円未満の企業(以下この項において「中小企業者等」という。)のうち地域未来牽引企業の選定を受けた企業又は地域経済牽引事業計画を承認取得した中小企業者等が行う戦略産業に係る先進的な技術・製品開発等に要する経費の一部を補助することにより、県内経済を牽引する企業の創出及び成長を支援し、地域経済の活性化を図る。	県内に事業所を有し、地域未来牽引企業の選定を受けた中小企業者等が行う戦略産業(次世代自動車、航空機、医療機器、ヘルスケア、ロボット)に係る先進的な技術・製品開発等又は地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画を承認取得した中小企業者等が同計画に基づき行う戦略産業に係る先進的な技術・製品開発等に要する次に掲げる経費	当該地域の未来牽引企業の選定を受けた中小企業者及び地域経済牽引事業計画を承認取得した中小企業者等
---------------	---	--	--

先端もつくり産業研究開発等支援事業費補助金	成長産業である航空機、医療機器及び次世代自動車(先端的な技術を用いた自動車を含む。)の製造業及びその関連産業(以下この項において「先端もつくり産業」という。)における研究開発等を支援することにより、先端もつくり産業の競争力の強化を図り、もつて県民の雇用機会の増大及び県内経済の活性化に資する。	県内に事業所を有する中小企業基本法第二条第一項第一号に掲げる中小企業者(知事が別に定める者を除く。以下この項において「中小企業者」という。)が行う先端もつくり産業に係る新技術及び新製品の開発等に要する次に掲げる経費	当該地域の未来牽引企業の選定を受けた中小企業者及び地域経済牽引事業計画を承認取得した中小企業者等
-----------------------	--	---	--

中小企業者

- 一 原材料及び副資材の購入に要する経費
- 二 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
- 三 外注加工に要する経費
- 四 技術指導の受入れに要する経費
- 五 研究開発等に直接従事する者の人

略	略	略	三 外注加工に要する経費 四 技術指導の受入れに要する経費 五 技術・製品開発等に直接従事する者の人件費 六 知的財産に係る出願等に要する経費 七 実証実験の委託に要する経費 八 一から七までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認めらる経費	略	略	略	六 知的財産に係る出願等に要する経費 七 一から六までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認めらる経費	略
---	---	---	---	---	---	---	--	---

（工業振興課）

栃木県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年5月28日

栃木県知事 福田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
-----------	-----	-------

平成26(2014)年12月1日	つるかめ診療所	下野市緑3-18-16
平成31(2019)年4月1日	蔵の街メディカルケア	栃木市万町9-5 シティビル2F
平成31(2019)年4月1日	keiクリニック	小山市中央町3-7-1 ロブレ7F
平成31(2019)年4月1日	菅間在宅診療所	那須塩原市大黒町2-5
平成31(2019)年4月1日	くろき内科クリニック	栃木市大平町牛久199-2
令和元(2019)年5月1日	畠山医科歯科クリニック【医科】	栃木市平柳町2-12-39
令和元(2019)年5月1日	ましこ令和クリニック	芳賀郡益子町北中935-1
令和元(2019)年5月1日	畠山医科歯科クリニック【歯科】	栃木市平柳町2-12-39
令和元(2019)年5月1日	クスリのアオキ高萩薬局	佐野市高萩町423
令和元(2019)年5月1日	クスリのアオキ堀米薬局	佐野市堀米町1644-1
平成31(2019)年4月1日	コアラ薬局	佐野市赤坂町167
平成31(2019)年4月1日	ファミリー薬局	小山市栗宮499-22
平成31(2019)年3月1日	コスモ薬局 真岡店	真岡市熊倉町931
平成31(2019)年4月1日	メルシー薬局 大田原店	大田原市滝沢307-3
平成31(2019)年4月1日	ミキ薬局 那須南店	那須烏山市中央3-1-14
令和元(2019)年5月1日	とちぎ薬局 益子店	芳賀郡益子町北中935-4

栃木県告示第57号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元(2019)年5月28日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成30 (2018)年 12月1日	長瀬 茂雄	-	おひさま在宅リハビリ	那須塩原市東小屋447-9

栃木県告示第58号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元(2019)年5月28日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成26（2014）年7月26日	小川こどもクリニック	鹿沼市貝島町5006-2 （鹿沼市貝島町785）

2 指定訪問看護事業者等

変更年月日	指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成31 （2019）年 3月1日	日本赤十字社栃木 県支部	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	芳賀赤十字訪問看 護ステーション	真岡市中郷271 （真岡市台町2461）

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元（2019）年5月28日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成31 （2019）年 4月2日	-	-	あいおいマッサー ジ	栃木市沼和田町20-27-1 （栃木市万町16-8 蔵 の街ハイツ102）

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第60号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元（2019）年5月28日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成31（2019）年3月31日	あじさい内科クリニック	栃木市大平町牛久199-2
平成31（2019）年3月31日	ミキ薬局 那須南店	那須烏山市中央3-1-14
平成31（2019）年3月31日	コアラ薬局	佐野市赤坂町167
平成31（2019）年3月30日	コスモファーマ薬局 上三川店	河内郡上三川町西汗1644-4

(保健福祉課)

栃木県告示第61号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元(2019)年5月28日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
江川南部土地改良区	令和元(2019)年5月16日
大岩藤土地改良区	令和元(2019)年5月20日

(農地整備課)

公 告

〇とちぎ健康づくりセンターの利用料金の承認

とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例(平成8年栃木県条例第30号。以下「条例」という。)第14条第3項後段の規定により令和元(2019)年10月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例施行規則(平成8年栃木県規則第59号)第15条の規定により公告する。

令和元(2019)年5月28日

栃木県知事 福田 富一

1 プール、トレーニング室等の利用料金

施設	利用区分	利用料金(1人1回につき)	
プール、トレーニング室及びランニングデッキ	利用時間が2時間までの場合	16歳以上の者	550円
		4歳以上16歳未満の者	270円
	利用時間が2時間を超える場合	16歳以上の者	550円に2時間を超える利用時間1時間までごとに270円を加算した額
		4歳以上16歳未満の者	270円に2時間を超える利用時間1時間までごとに130円を加算した額

備考 この表に掲げる施設を利用するに当たっては、利用料金5,500円に相当する5,000円のプリペイドカード及び利用料金11,500円に相当する10,000円のプリペイドカードを利用することができる。

2 エアロビクススタジオ、多目的運動フロア等の利用料金

施設	区分	利用料金(1時間につき)
エアロビクススタジオ		880円
多目的運動フロア	全面	3,080円
	1/2面	1,540円
	1/3面	1,030円
	1/6面	550円
大会議室		1,760円
小会議室		980円
多目的フロアA	全面	1,210円
	2/3面	800円

	1 / 2 面	600円
	1 / 3 面	400円
多目的フロアB		210円
多目的フロアC		380円

備考 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の多目的フロアA、多目的フロアB及び多目的フロアCの利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

3 附属設備の利用料金

名 称	施 設 区 分	利 用 料 金
冷房設備	多目的運動フロア	1時間につき 1,980円
暖房設備	多目的運動フロア	1時間につき 1,320円
持込器具電源利用料	多目的フロア	500ワット1日につき 210円

備考

- 1 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の多目的フロアに係る附属設備の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 2 この表の「持込器具電源使用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500ワットごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量に500ワット未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

4 講習等の受講又は体力測定の実施に係る利用料金

区 分	利 用 料 金（ 1 人 1 回 に つ き ）	
講習	16歳以上の者	550円
	4歳以上16歳未満の者	270円
講座		1,100円
体力測定		1,100円

備考 条例第3条に規定する講習を受けた者が講座を受講する場合の利用料金の額は、1人1回につき550円とする。

（保健福祉課）

○とちぎ生きがづくりセンターの利用料金の承認

とちぎ生きがづくりセンター設置、管理及び使用料条例（平成8年栃木県条例第29号）第9条の2第3項後段の規定により、令和元（2019）年10月1日以後の授業料について年額19,000円とすることを承認したので、とちぎ生きがづくりセンター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成9年栃木県規則第10号）第14条の規定により公告する。

令和元（2019）年5月28日

栃木県知事 福田 富一
（高齢対策課）

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退

任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元(2019)年5月28日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
上飯田土地改良区	理事	御子貝 誠	御子貝 誠	宇都宮市飯田町894	平成31(2019).3.31	平成31(2019).4.1
	〃	宇賀神浩之	宇賀神浩之	〃 〃 1344	〃	〃
	〃	御子貝秀明	御子貝秀明	〃 〃 895	〃	〃
	〃	阿部 友美	阿部 友美	〃 〃 1122	〃	〃
	〃	吉野 明良	吉野 明良	〃 〃 886-5	〃	〃
	監事	佐藤 正夫	佐藤 正夫	〃 〃 913	〃	〃
	〃	阿部 眞弓	阿部 眞弓	〃 〃 1044-1	〃	〃

(農地整備課)

○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年5月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
基本測量(成果不整合地域における基準点改測)
- 2 作業地域
さくら市
- 3 作業期間
令和元(2019)年7月1日から同年12月20日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元(2019)年5月28日

栃木県知事 福田 富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
河内郡上三川町大字上三川字井戸川2142番4、2143番2、2145番2	河内郡上三川町大字上三川2992番地1	川村 ちい子
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字山中2290番1、2290番11 (開発行為に関する工事) 塩谷郡高根沢町大字宝積寺字山中2290番1地先、2290番11地先	東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン

塩谷郡高根沢町大字石末字上東原1792番6	塩谷郡高根沢町大字宝積寺1016番地 1 ミレニアムマンション101	星 美 穂
河内郡上三川町大字上三川字上野田4233番4 （開発行為に関する工事） 河内郡上三川町大字上三川字上野田4233番2 の一部、4228番2の一部、4233番3の一部	宇都宮市下栗町1009番地8	加 藤 淳

（都市計画課）

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元（2019）年5月28日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ソフトウェアライセンス一式

- ・ WINENTLTSC 2019 Upgrd OLP NL Gov GOLP 3,142台分
- ・ OfficeProPlus 2019 OLP NL Gov GOLP 3,142台分
- ・ JL-Government 一太郎Government 9 445台分
- ・ JL-Government 一太郎Government 9 バージョンアップ 2,697台分
- ・ 一太郎Government 9 インストールメディア（DVD）（PDFマニュアル付） 1枚

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和元（2019）年8月30日（金）

(4) 納入場所 栃木県経営管理部情報システム課

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げるいずれかの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

ア 大分類：事務用機器、紙、文具類 小分類：オフィスオートメーション機器

イ 大分類：通信、情報処理 小分類：情報関連サービス

(3) 令和元（2019）年7月9日（火）から同月22日（月）までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号（県庁本館5階北側）

栃木県経営管理部情報システム課情報ネットワーク担当 電話028-623-2213

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和元（2019）年5月29日（水）から同年7月8日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和元（2019）年7月22日（月）午後2時 栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階入札室1）に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、同月19日（金）午後5時までに書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、情報システム課で交付する仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を封印した入札書に添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Software license 1set

(2) Time and Date of bidding:

2:00 p.m., July 22, 2019 (Bidding documents by mail shall be made by 5:00 p.m., July 19, 2019)

(3) Contact point for the notice:

Information Network Section,

Information Systems Division,

Department of Management and Administration

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya City, Tochigi Prefecture

320-8501

TEL. 028-623-2213

(情報システム課)